

平成 31 年 2 月 8 日

各 位

大和証券株式会社

## 岩手銀行への「ダイワファンドラップ」提供開始について

大和証券株式会社（代表取締役社長：中田 誠司、以下「大和証券」）は、株式会社岩手銀行（頭取：田口 幸雄、以下「岩手銀行」）と投資一任契約締結の媒介業務に関する業務委託契約を締結し、平成 31 年 2 月 12 日より「ダイワファンドラップ」の提供を開始いたします。

「ダイワファンドラップ」は、お客様の投資目的や投資方針に沿った運用スタイルを、お客さまとともに作り上げていく資産運用サービスです。

大和証券では貯蓄から投資の時代をリードする投資サービスの提供の一環として、今後もお客様の要望にお応えし、満足いただけるサービスをご提供できるよう努めてまいります。

### 記

#### (1) 商品概要

商品名	ダイワファンドラップ
契約対象	個人のお客さま・法人のお客さま
契約金額	300 万円以上 1 万円単位
契約数	1 契約のみ（大和証券で既にダイワファンドラップを契約されているお客さまはお申込みできません。）
契約期間	1 年間（自動更新）
投資対象	国内外の株式・債券等に投資する投資信託
増額	100 万円以上 1 万円単位
減額	1 万円以上 1 万円単位

#### (2) 媒介業務委託先

株式会社 岩手銀行

#### (3) 提供開始日

平成 31 年 2 月 12 日（火）

## 《「ダイワファンドラップ」に関するご注意事項》

- ・本サービスは、大和証券が提供する投資一任運用サービスであり、契約の相手方は大和証券となります。媒介業務委託先は投資一任運用サービスを行いません。
- ・媒介業務委託先は大和証券との契約に基づき、お客さまと大和証券との間で締結される投資一任契約の媒介を行い、運用資産の管理・運用は大和証券が行います。
- ・ダイワファンドラップ投資一任契約にはクーリング・オフ制度は適用されません。
- ・「ダイワファンドラップ」は預金とは異なり、預金保険制度の対象ではありません。

## 《お取引にあたっての手数料等およびリスクについて》

### ■手数料等の諸費用について

- ・「ダイワファンドラップ」にてお客さまにお支払いいただく費用（ファンドラップ・フィー）は、契約資産の時価評価額に対して最大 1.512%（年率・税込）となります。
- ・その他に、ダイワファンドラップ専用投資信託および同投資信託の投資対象たる他の投資信託に係る運用管理費用（信託報酬）の合計が純資産総額に対して概算で 0.77%～1.41%（年率・税込）がかかります。さらに、運用状況等に応じこれら投資信託の監査費用等が別途必要となりますが、事前にその料率・上限額等を示すことはできません。詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご確認ください。

### ■ご投資にあたってのリスク等

- ・投資一任契約とは、当事者の一方が、相手方から、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断の全部または一部を一任されるとともに、当該投資判断に基づき当該相手方のための投資を行なうのに必要な権限を委任されることを内容とする契約です。
- ・「ダイワファンドラップ」は、投資一任契約に基づきダイワファンドラップ専用投資信託に係る受益証券を対象とした投資運用を行なう取引です。そのため、運用成績はダイワファンドラップ専用投資信託の価格変動に応じて変化します。したがって、契約資産の額（元本）が保証されるものではなく、これを割込むことがあります。また、運用による損益は、すべて投資者としてのお客さまに帰属します。
- ・ダイワファンドラップ専用投資信託は、主として、国内外の株式、債券、リート（REIT）、コモディティ（商品先物取引等）、および株式先物等派生商品を実質的な投資対象とする複数の投資信託受益証券等に投資しますので、その基準価額はこれら実質的な投資対象の価格などに応じて大きく変動します。なお、これら実質的な投資対象のうち外貨建資産に関しては為替リスクが存在します。

### ■ご投資にあたっての留意点

- ・お客さまに「ダイワファンドラップ」による運用をご提案する際に「契約締結前交付書面」をお渡ししますので、お申込み前によくお読みください。
- ・「ダイワファンドラップ」をお申込みの際には、「ダイワファンドラップ投資一任契約書（兼契約締結時交付書面）」、「ダイワファンドラップ口座約款」等で契約内容をご確認ください。

- 商号等 大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 108 号
- 加入協会 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、  
一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

以 上